

## リサーチペーパー執筆のすゝめ

### ——一橋大学法科大学院の履修科目「法学研究」をめぐる——

一橋大学法科大学院准教授 柳 武史<sup>\*</sup>  
(2006年3月一橋大学法科大学院修了)

- I はじめに
- II 履修科目「法学研究」の位置付け
- III 『一橋ローレビュー』誌の役割
- IV リサーチペーパー執筆の効用
- V 結びに代えて

#### I はじめに

本稿に与えられたテーマは、「法科大学院ならではの多様な法曹の姿」というものである。つまり、研究者である筆者の現在の仕事に関して小論を執筆することが求められている。職業研究者である大学教員の仕事は、大きくは、①研究、②教育、③社会貢献、及び④大学行政（管理運営業務）などによって構成されている。この中で、もっとも重要なものは、言うまでもなく、研究である<sup>1</sup>。というも、教育や社会貢献も、研究で得られた知見を学生さんや社会に還元するという性格を有するからである。

『一橋ローレビュー』誌を手にとってくださり（インターネットで閲覧して下さり）、本稿を読んでくださる方は、学生さんも多いのではないかと想像している。学生さんに、研究、すなわち論文を執筆する喜びをどのように伝えたらよいのであろうか<sup>2</sup>。

この点に関して、個人的には、哲学者である故・梅原猛氏のインタビュー記事<sup>3</sup>を偶然目にする機会があり、とても共感することができたので、今でも記事の切り抜きを大事に取っている。梅原氏は、「学問的なひらめきを体系化するための帰納とか演繹の過程は、徹底的に調べる作業を伴うので非常に苦しい。でも、執念でやり続ける。『新しいものを見つけたぞ』と言えたときには、とても楽しい思いをできるんです」と述べている。また、次のよう

---

<sup>\*</sup> 一橋大学法科大学院准教授（2006年3月一橋大学法科大学院修了）

なお、本稿の内容はすべて筆者個人の見解によるものであり、所属組織の見解を示すものではなく、文責は筆者のみに帰する。

<sup>1</sup> 伊永大輔「独禁法学者の子育て雑感」公正取引 778号（2015年）89頁は、「学者としての仕事の中心は、やはり研究である。法学の研究活動とは、遺跡の発掘作業に似ていると思うことがあるが、膨大な一次資料の中から丁寧に真理の欠片らしきものを削り出し、これを学問体系上位置付け、その意義を論理的に表現するという営みである」と述べている。

<sup>2</sup> 一橋大学法科大学院の同僚である小峯庸平先生が『一橋ローレビュー』誌に清新なエッセイ（法科大学院の学生さんから大学教員になるまでの体験記）を寄稿されているため、こちらも併せて参照されたい。参照、小峯庸平「働き方としての民法教員」一橋ローレビュー2号（2017年）70頁、[https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/wp-content/uploads/2023/03/HLR2\\_5.pdf](https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/wp-content/uploads/2023/03/HLR2_5.pdf)（2023年11月30日最終閲覧）。

<sup>3</sup> 日本経済新聞 2012年1月7日付夕刊5面「これからの哲学、梅原猛さんに聞く ——自然中心が人類存続の道」。

にも述べている。「後進には『ボスの顔を見ずに真理の顔を見ろ』と言ってきた。真理を追究しようと思えば、学界での孤立を恐れてはいけない。大体、新しい理論がすぐに認められるわけがない。孤立しても頑張る勇気と誠実さがないと駄目だ。それができないのなら学問をやめるべきです」と。なお、話は少し逸れるが、ノーベル化学賞を受賞した故・下村脩氏の自伝記事<sup>4</sup>にも大いに勇気づけられたものである。下村氏は、(基礎研究にずっと取り組んでいたら、後にノーベル化学賞の受賞理由となった社会に役に立つ緑色蛍光たんぱく質「GFP」が生まれたことは)「まったく予想を超えたことであった。あらかじめ、予定されている成功などはないのだ。日本の若い人たちに重ねていいたい。がんばれ、がんばれ。物事を簡単にあきらめてはだめだ」と述べている。

とはいえ、研究者としてのキャリアの浅い筆者が、法学研究を行う喜び<sup>5</sup>を語るのは烏滸がましいところがあるのもまた事実である。また、実のところ、論文を執筆する面白さは、「自分自身で実際にやってみないと分からない」ものでもある<sup>6</sup>。論文を執筆してみて面白いと感じる人には本当に面白いものであり、これは適性の問題ともいえるだろう。やってみれば向き不向きは分かるので、多少は関心があるのであれば、まずはやってみて欲しいものである<sup>7</sup>。

そこで、本稿では、読者の方が一步を踏み出すきっかけになればと期待して、法科大学院においてリサーチペーパー(法学研究論文)を執筆することがどのような効用をもたらすの

---

<sup>4</sup> 日本経済新聞 2010年7月1日～31日付朝刊「私の履歴書 下村脩 ①～⑩」。なお、本文における引用は、連載の最終回である⑩「あきらめず、がんばれ 失敗気にせず 逃げないで」からのものである。

<sup>5</sup> 後藤昭「法科大学院と刑事訴訟法学」一橋法学 13巻2号(2014年)846頁及び850-851頁は、(実務家ではなく)研究者でしかできないこととして、①1つの問題に長い時間をかけて考え抜くことと②外国の状況や歴史的展開の検討を通して現実の法制度を相対化することを挙げた上で、研究者という仕事の魅力は、「今までわからなかったことをわかるようにする、今までみんなに見えてなかったものを見えるようにすること」であると述べている。

<sup>6</sup> 作家の村上春樹氏と読者のメールのやりとりを出版した書籍における村上氏の回答を偶然目にする機会があり、こちらも個人的には腑に落ちるものであった。将来の仕事で悩む13歳の読者からの質問に対して、村上氏は、「どうやって天職を見つけるか?そればかりはやってみなくちゃわかりません。好きな女性に巡り会うのと同じことです。この世界のどこかにきみにぴったりの素敵な女の子(100パーセントの女の子)がいるはずなんだけど、きみとその子と巡り会えるかどうか、それは実際に生きてみないとわからないですよ。うまく巡り会えなくて、87パーセントの女の子と一緒にいるかもしれない。でも87パーセントの女の子だってなかなか良いものですよ。人生とはそういうものです。実際にやってみなくちゃわからない。大事なのは勇気を持って前に進んでいくことです。100パーセントを目指しつつ、87パーセントも悪くないかなと実感することです」と回答している。村上春樹『村上さんのところ』(新潮社、2015年)164-165頁を参照。

<sup>7</sup> キリスト教の世界でも同様の指摘が見られるようである。米国カリフォルニア州における著名なサドルバック教会の創設者であるリック・ウォレン牧師は、「あなたの才能や能力を発見する最良の方法は、様々な奉仕の領域で実験してみることです。私は若い頃に100にわたる才能や能力のテストを受けたとしても自分に教える才能があることに気付かなかっただけでしょう、なぜなら一度も教えたことがなかったのですから!人前で話す機会を受け入れ始めて初めて、自分の成果に気が付き、他人からも認められ、『神様は教えるという才能を与えてくださっている!』と理解したのです。……。何らかの形で奉仕することを始めるまで、あなたの才能を理解しようとしなさい。まずは奉仕し始めてください。コミットすることによってあなたの才能を発見することができます。教えたり、導いたり、企画したり、楽器を演奏したり、若者と一緒に活動したりしてみてください。試してみるまではあなたは何が得意かは分からないのです。たとえ上手くいかなかったとしても、それを失敗と呼ぶのではなく、『実験』と呼んでください。あなたはいずれ、自分は何が得意か分かるでしょう」と述べている。See Rick Warren, *THE PURPOSE DRIVEN LIFE: WHAT ON EARTH AM I HERE FOR?* (Zondervan, 2002), at 248-249.

かについて論じることとしたい。読者としては、研究者志望の方だけではなく、広く法曹志望の方を想定している。具体的には、一橋大学法科大学院における「法学研究」という科目を履修することにどのような実際上の便益が期待できるのかということである。読者の中から、本稿を読んで「法学研究」を履修してみようかなと考える方が現れ、そしてその中から実際に法科大学院の教壇に立つ方が出てきてくれば、こんなに嬉しいことはない。

## II 履修科目「法学研究」の位置付け

一橋大学法科大学院には、履修科目として「法学研究」（通年4単位）が設置されている（なお、旧カリキュラムでは「法学研究基礎」という科目名であった）。これは、リサーチペーパーを執筆したいと考えている学生さんが、指導を希望する教員の承認を得て、法科大学院3年次（法学既修者コース2年次）に履修することができるものである。現時点（2023年11月30日現在）の制度においては、「法学研究」を履修した場合、（新カリキュラムが適用される2021年度以降入学の未修者及び2022年度以降入学の既修者は）選択科目群B-1-1、B-1-2、又はB-2の中のいずれか合計4単位分の科目に読み替えることができる。

2023年度一橋大学法科大学院学生便覧には、「特に、研究者を志望する者（大学院博士後期課程の応用研究コース進学希望者を含む）については、履修が推奨されます」との記述が見受けられる。そして、2024年度一橋大学大学院法学研究科（法学・国際関係専攻）博士後期課程法科大学院修了者特別選考募集要項においては、「リサーチペーパー（20,000字程度）」を提出することが求められている。これらのことから、履修科目「法学研究」が法科大学院経由の法学研究者養成において重要な機能を果たしていることが看取できる。

ただし、もちろん、「法学研究」は現時点で研究者志望の方にしか履修が認められない訳ではない。2023年度の「法学研究」のシラバスにおいては、履修者を研究者志望の方のみに限定する記述はない。むしろ、シラバスの「受講生に対するメッセージ」においては「法科大学院における理論と実務の架橋を目指す教育を十分に吸収したうえで、さらに研究に必要な基礎を修得するための授業であり、高い能力と意欲が求められるが、志望者は、指導を希望する教員に相談のうえ、目指してみしてほしい」と述べられており、高い能力と意欲のある学生さんの積極的な挑戦を奨励するニュアンスが感じ取れるのである。

## III 『一橋ローレビュー』誌の役割

一橋大学法科大学院においては、在学生・修了生を含む法科大学院関係者が論考を公表する場として、『一橋ローレビュー』誌が公刊されている。『一橋ローレビュー』誌は、オンラインのジャーナルであり、一橋大学法科大学院の学生有志による2回にわたる提案に基づき創刊されたものである<sup>8</sup>。『一橋ローレビュー』誌に掲載される論考は、一橋大学法科大学

<sup>8</sup> 阪口正二郎「一橋ローレビューの刊行に寄せて」一橋ローレビュー創刊号（2015年）1頁、[https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/wp-content/uploads/2023/03/HLR1\\_1.pdf](https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/wp-content/uploads/2023/03/HLR1_1.pdf)（2023年11月30日最終閲覧）。なお、全国の法科大学院における学生さんが企画・運営に関与するローレビューとしては、『一

院ウェブサイトのみならず、一橋大学機関リポジトリにも掲載される。

履修科目「法学研究」において執筆されたリサーチペーパーについても、掲載に値する優れた論文と考えられる場合には、積極的な投稿が奨励されている。ただし、『一橋ローレビュー』誌では査読制が採用されており、必ずしも掲載が保証されている訳ではない<sup>9</sup>。

『一橋ローレビュー』誌の特徴として、「法学研究」履修者を中心とする在学生・修了生が編集委員に就任し、編集委員会を組織することが挙げられる。そして、一橋大学法科大学院のローレビュー担当の専任教員が編集委員に助言などを行っている。

#### IV リサーチペーパー執筆の効用

それでは、「法学研究」を履修することにより、具体的にどのような効用が期待できるであろうか。以下においては、①研究・発信もできる法曹への基礎固め、②就職活動でのアピール、③留学に際してのメリット、④柔軟な学修プロセス、⑤博士後期課程への進学機会に項目分けして検討することとしたい。

もちろん、リサーチペーパーの執筆は時間や労力も取られることとなるし大変なものではある。ただ、以下においては、司法試験の法科大学院在学中受験を前提とするとそこまで大きなリスクがある訳ではないし、むしろ様々な実際上の便益が期待できることを示したい。

##### 1 研究・発信もできる法曹へ

###### (1) 研究手法の基礎固め

まず、「法学研究」においては、論文指導という科目の性質上、基本的には、教員と学生さんのマンツーマンの個別指導という授業形態になる。つまり、個別指導の時間帯は、当該専門分野の第一線で活躍している教員を独占し、文字通り、手取り足取りの指導を受けることができる。もちろん、状況に応じて、法律論についての議論もあるだろうし、脚注の整備などの法学研究論文執筆の「お作法」についても言及があるだろう。これは、とても贅沢な時間である。

筆者自身も、指導教員である山部俊文先生（一橋大学名誉教授・明治大学法学部教授）に手取り足取りの懇切丁寧なご指導を賜り、当時学生ながらにとっても有り難いこととして心に残ったものである。山部先生は、常に私の価値観に根差した意見そのものは尊重していただき、あくまで私の意見を法的に洗練されたものとするためにはどのようにすればよいかという観点から献身的なサポートをしてくださった<sup>10</sup>。その後、筆者が弁護士を経て研究者を目指すという進路を最終的に決断する際に後押しとなったのは、この時の「法学研究」（前

---

橋ローレビュー』誌のほかに、『東京大学法科大学院ローレビュー』誌（東京大学法科大学院）や『Law & Practice』誌（早稲田大学法科大学院）などが知られているようである。

<sup>9</sup> 一橋ローレビュー編集委員会「一橋ローレビュー執筆要領・投稿規程」、[https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/law\\_review/reg/](https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/law_review/reg/)（2023年11月30日最終閲覧）。

<sup>10</sup> 山部先生のお人柄や後進への研究指導のご姿勢に関しては、柳武史「山部俊文先生 名誉教授称号授与記念 献辞」一橋法学 20 卷 1 号（2021年）9-10 頁を参照。

述のように、当時は「法学研究基礎」という科目名)での時間や思い出が非常に大きかった。今でも「法学研究」で山部先生から教えていただいたことは私の研究・教育などにおいて縁(よすが)となる極めて重要な指針となっている。

ところで、筆者の専門分野である経済法・独占禁止法においては、第一線で活躍している弁護士の方が比較法研究も含めて論考を公表しているケースがある。中には、学者顔負けであるくらい精力的に研究論文を執筆している弁護士の方もおられる。留学に行った弁護士の方は、英語にも精通しておられるので、こうなると研究者固有の存在意義も問われてくるくらいである<sup>11</sup>。

昨今においては、法曹人口の増加(及び、人口減少社会の到来と日本経済の衰退による法律事務の減少<sup>12</sup>)に伴い、弁護士間の競争は激化しており、自らのサービスの差別化などが課題となっているようにも思われる。このときに、自らの専門分野において論文を執筆して解釈論・立法論に係る議論を牽引できる弁護士はクライアントから見ても魅力的に映るのではないだろうか。したがって、将来弁護士を目指す方も、「法学研究」で教員からリサーチペーパーの個別指導を受ける機会は有益なのではないかと思われる。

## (2) 実務等へのインパクト

また、前述のように、「法学研究」で執筆したリサーチペーパーは、『一橋ローレビュー』誌で公表することが期待されている。法学の論文は基本的に単著で公表するので、これはまさしく自分の名前で公表する個人的な創作物ということになる(これに対して、理系の分野などでは共著が多い分野もあるようである)。

法科大学院の在学生・修了生の書いたものを誰が読むのだろうかと思われるかもしれないが、職業研究者(大学教員)は誠実に研究をされているので、きちんと読んでくれるように思われる。優れたリサーチペーパーであれば、引用されたり、時には実務へのインパクトを与えたりすることもあり得る。例えば、米国の例ではあるが、現在の連邦取引委員会(Federal Trade Commission)のリナ・カーン委員長は、イェール・ロースクール在学中に『イェール・ロージャーナル』誌へ投稿した、Amazonのビジネス慣行を題材とするデジタル・プラットフォーム事業者への規制に関する論文で脚光を浴びたことが知られている<sup>13</sup>。なお、2023年9月26日、リナ・カーン委員長のリーダーシップのもと、連邦取引委員会及び17の州司法長官はAmazonを反トラスト法違反の疑いで提訴するに至っている<sup>14</sup>。

<sup>11</sup> この点については、役割分担の問題として、研究者は「個別の複数の事象を統一的に説明できる法則」としての理論を主として担うことを示唆する指摘も見受けられる。白石忠志『独禁法講義〔第10版〕』(有斐閣、2023年)249-251頁を参照。

<sup>12</sup> リーガル・サービスは経済活動の派生需要であることから、日本経済の衰退に伴い減退していくことは避けられないとの指摘もなされている。安念潤司「第6回法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告」(2010年11月9日)、[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000089385.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000089385.pdf) (2023年11月30日最終閲覧)並びに「第6回法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会議事録」(2010年11月9日)27頁及び34頁[安念潤司発言]、[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000102515.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000102515.pdf) (2023年11月30日最終閲覧)を参照。

<sup>13</sup> See Lina M. Khan, Amazon's Antitrust Paradox, 126 THE YALE LAW JOURNAL 564 (2017).

<sup>14</sup> Federal Trade Commission, FTC Sues Amazon for Illegally Maintaining Monopoly Power

## 2 就職活動でのアピール

次に、前述した弁護士市場の競争激化の影響を受けて、企業法務系の法律事務所（特に大手渉外法律事務所）への就職活動の難易度が上がっているようにも見える。ここで、法科大学院においてリサーチペーパーを執筆した経験は、履歴書やエントリーシートにうまく盛り込むことにより、あるいは面接で適切に言及することにより、一つのアピールポイントになるのではないだろうか。

ただし、司法試験の法科大学院在学中受験によって、法律事務所への就職活動の時期が前倒しされつつあることには注意が必要であろう。法科大学院3年次（法学既修者コース2年次）においては、指導を希望する教員の承認を得て「法学研究」を履修しており、リサーチペーパーを鋭意執筆中であることをそのテーマや概要なども含めて具体的にアピールすることになるか。

## 3 留学に際してのメリット

### (1) 出願書類への記載

また、企業法務系の弁護士の方を中心として、海外のロースクールの法学修士（LL.M.）プログラムなどに留学するケースが見受けられる。その際、特に、米国のロースクールでは、出願書類の中でリサーチペーパーを執筆した経験をアピールすることが有効である可能性がある。というのも、そもそも、日本の法科大学院においてリサーチペーパーを執筆した経験のある出願者のライバルはそれほど多くはない。しかも、米国のロースクールのうち法務博士（Juris Doctor）プログラムでは、優秀な学生さんは研究ノート（Note）などと呼ばれるリサーチペーパーを執筆してローレビューに投稿するのが通例だからである<sup>15</sup>。そして、一橋大学法科大学院においても、前述のように、「法学研究」で執筆した優れたリサーチペーパーを『一橋ローレビュー』誌で公表する場を設けているのである。

### (2) 編集委員の経験

さらに、米国のロースクールでは、学生さんがローレビューの編集委員会を組織しているとされ、この編集委員に選抜されるのはとても名誉なことであり、将来のキャリアの成功にも繋がるとされている<sup>16</sup>。例えば、バラク・オバマ元米国大統領は、ハーバード・ロースク

---

(September 26, 2023), <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2023/09/ftc-sues-amazon-illegally-maintaining-monopoly-power> (last visited November 30, 2023).

<sup>15</sup> 少し古い書籍ではあるが、ダグラス・K・フリーマン『リーガル・エリートたちの挑戦——コロンビア・ロースクールに学んで——』（商事法務、2003年）162頁以下及び224頁以下を参照されたい。

<sup>16</sup> フリーマン・前掲注15）52頁、128頁以下、及び224頁以下を参照。また、併せて、田中英夫『ハーヴァード・ロー・スクール』（日本評論社、1982年）156-157頁も参照。なお、米国では、ローレビューの編集長や編集委員を務めて、ロースクール修了後に連邦最高裁判所判事のもとでロークラークに就任するのが最高のキャリアの一つともいわれている。ロークラークは、我が国の最高裁判所調査官のような業務についてロースクールを修了して間もなく担当することになる。内田哲也ほか「特集 座談会 海外ロースクール事情」東京大学法科大学院ローレビュー12巻（2017年）138-139頁及び141頁〔内田哲也発言〕参照。

ールの修了生であるが、『ハーバード・ローレビュー』誌において初めて黒人の編集長 (Editor-in-Chief) を務めた経験を有していることが知られている<sup>17</sup>。ここで、前述のように、『一橋ローレビュー』誌も学生さんが編集委員を務めることとなっており、この編集委員の経験も、アピールの仕方によっては、留学の出願プロセスにあたってプラスのファクターになるのではなかろうか。

#### 4 柔軟な学修プロセス

前述のように、「法学研究」は通年4単位であり、特定の選択科目群の科目に読み替えることが可能である。リサーチペーパーの執筆はまさに自分の関心に基づいて考察を深めていくものである。あまり興味のない選択科目について修了単位を揃えるために履修するよりも、より自律的・能動的な学修が可能になるのではないだろうか。

そして、論文指導という授業の性質上、「法学研究」は必ず定期的に授業を行うというよりは、各人の執筆スケジュールに応じて、柔軟にアドホックな開講をすることも可能であると考えられる。司法試験の法科大学院在学中受験を前提とすると、3年次の4月～6月はテーマの設定などにとどめて基本的には司法試験の準備に専念し、7月の司法試験受験後に、夏休みの時間なども集中的に活用しつつ、柔軟な学修プロセスを構築することも可能であるように思われる。

#### 5 博士後期課程への進学機会<sup>18</sup>

前述のように、リサーチペーパーを執筆することにより、博士後期課程の出願資格を整えることができる。個人的な意見ではあるが、今後は弁護士などとして実務経験を積みながら、博士後期課程に進学することも十分に考えられるのではなかろうか。仕事を全部辞める必要はまったくないように思われる。実務経験を積みながら、博士(法学)の学位を取得し、いずれ法科大学院の教壇に立つことを目指すのは魅力的なキャリアパスになるのではなか

---

<sup>17</sup> バラク・オバマ (山田文ほか訳) 『約束の地 大統領回顧録 I 上』(集英社、2021年) 43頁を参照。なお、ローレビューの編集長や編集委員の業務や役割などについては、柳田幸男＝ダニエル・H・フット 『ハーバード 卓越の秘密 ——ハーバードLSの叡智に学ぶ——』(有斐閣、2010年) 210-215頁も参照。

<sup>18</sup> 法科大学院制度と法学研究者養成の関係などについて検討している近時の論考として、例えば、①指宿信「日本における法学研究者養成をめぐる現状と課題」成城法学 87号 (2020年) 49頁、②川嶋四郎「法科大学院制度創設後における法学教員の養成について ——研究者教員と臨床法学教員の養成環境を考える——」同志社法学 75巻3号 (2023年) 419頁、③吉村良一「法学研究者養成制度の現状と課題」法の科学 51号 (2020年) 111頁などを参照。また、併せて、④日本学術会議法学委員会法学系大学院分科会「提言 法学研究者養成の危機打開の方策 ——法学教育・研究の再構築を目指して——」(2011年9月22日)、<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t135-5.pdf> (2023年11月30日最終閲覧)も参照。なお、上記①の論考(60頁)は、「今後、日本の法学系研究者養成は二極化することになると予想される。一つは……法科大学院を基点とした研究者養成で、このコースでは少数の、しかし各分野を主導するような有力な研究者が育成されるだろう。このルートの若手研究者は、法科大学院修了後に直に助教に採用されるか、あるいは博士課程を経て教職ポストに就くことになる。もう一つは、法科大学院経由ではなく、修士課程・博士課程を経て法科大学院以外の法学系教員に就くというコースである(従来型・法学研究科中心型)。数的に見れば、法学系学部スタッフのポストは後者のタイプで占められるだろう」と述べている。

ろうか。博士後期課程ではコースワークは多くなく、基本的には博士学位論文の執筆が中心になる。もちろん、専門の学生さんよりは時間がかかるであろうが、法曹としての仕事と並行しながら、博士学位論文を完成させることも考えられよう。実務に出てから研究者の仕事に魅力を感じるようになることも十分考えられ、「法学研究」を履修しておけば博士後期課程に進学するチャンスを残しておくことができるのである。また、昨今では大学において実務経験のある方（実務家）を積極的に教員に登用していく大きな流れがあり<sup>19</sup>、弁護士業務を継続しながら職業研究者（大学教員）も兼任する方は増えていくのではないだろうか。

なお、もちろん、博士後期課程における専門の学生さんを目指すことも十分考えられる。こちらの方が、最短で研究者を目指すことができるのは事実である。日本学術振興会特別研究員制度のほか、一橋大学大学院法学研究科においてはリサーチアシスタントなどの研究・教育の経験を積んでもらいながら経済的な支援を行う制度を設けている。また、法科大学院修了と同時に原則として任期 3 年間の特任助教に就任する途も存在する。少しでも関心のある方は、「法学研究」の指導教員に相談してみしてほしい。

## V 結びに代えて

以上に述べた通り、「法学研究」を履修してリサーチペーパーを執筆することは相応の負担を伴うものではあるが、具体的な効用を期待することができ、十分に挑戦する価値のあるものである。せっかく法科大学院に入学して研究の第一線で活躍する教員からマンツーマンで個別指導を受けられる機会があるのである。これは、司法試験予備試験のルートでは得られない、法科大学院で学修する大きなメリットの一つなのではないだろうか。繰り返しになるが、読者の中から、本稿を読んで「法学研究」を履修してみようかなと考える方が現れ、そしてその中から実際に法科大学院の教壇に立つ方が出てきてくれれば、望外の喜びである<sup>20</sup>。

---

<sup>19</sup> 例えば、2022年10月1日には「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号）が施行され、基幹教員制度を導入することにより、民間企業からの実務家教員の登用を促進することとされた。

<sup>20</sup> 一橋大学法科大学院は、法科大学院教育の「一橋モデル」を支えるものとして「学生の循環サイクルの確立」を掲げており、在学生→修了・司法試験合格→TAとして現役学生を指導→実務経験・大学院で研究→講演者・講師・教員としてふたたび法科大学院に回帰するサイクルを確立することを目指している。文部科学省高等教育局専門教育課「法科大学院の機能強化構想について ～令和5年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査結果～」(2023年3月17日)19-20頁、[https://www.mext.go.jp/content/20230908-mxt\\_senmon02-000031755\\_s1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230908-mxt_senmon02-000031755_s1.pdf) (2023年11月30日最終閲覧)を参照。